

(仮称) 衣浦ポートアイランド第Ⅱ期整備事業

計画段階環境配慮書

令和 7 年 1 月 2 日

愛知県

本書に掲載した図面は、電子地形図 20 万「名古屋」「豊橋」（国土地理院）、電子地形図 25000 「河和」（国土地理院）又は航空写真 ((C)NTT インフラネット、Maxar Technologies.) を使用して、情報を追記したものである。

目次

第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地……	1-1(1)
第2章 第一種事業の目的及び内容 ………………	2-1(3)
2.1 第一種事業の目的 ………………	2-1(3)
2.1.1 第一種事業の目的 ………………	2-1(3)
2.1.2 廃棄物最終処分場の背景 ………………	2-2(4)
2.1.3 浚渫土砂処分場の背景 ………………	2-7(9)
2.2 第一種事業の内容 ………………	2-8(10)
2.2.1 第一種事業の名称 ………………	2-8(10)
2.2.2 第一種事業の種類の別 ………………	2-8(10)
2.2.3 事業実施想定区域（第一種事業の実施が想定される区域）の位置及び面積…	2-8(10)
2.2.4 第一種事業の規模 ………………	2-12(14)
2.2.5 第一種事業に係る処分場の埋立容量 ………………	2-12(14)
2.2.6 第一種事業に係る処分場の埋立用材 ………………	2-12(14)
2.2.7 第一種事業の工事計画の概要 ………………	2-13(15)
2.2.8 第一種事業に係る埋立処分の計画の概要 ………………	2-15(17)
2.2.9 その他第一種事業に関する事項 ………………	2-16(18)
第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 ………………	3-1(25)
3.1 調査概要 ………………	3-1(25)
3.1.1 調査方法 ………………	3-1(25)
3.1.2 調査地域 ………………	3-1(25)
3.2 自然的状況……………	3-3(27)
3.2.1 大気環境の状況 ………………	3-3(27)
3.2.2 水環境の状況 ………………	3-22(46)
3.2.3 土壤及び地盤の状況 ………………	3-47(71)
3.2.4 地形及び地質の状況 ………………	3-49(73)
3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 ………………	3-57(81)
3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況 ………………	3-98(122)
3.3 社会的状況 ………………	3-104(128)
3.3.1 人口及び産業の状況 ………………	3-104(128)
3.3.2 土地利用の状況 ………………	3-109(133)
3.3.3 海域の利用並びに地下水の利用の状況 ………………	3-113(137)
3.3.4 交通の状況 ………………	3-116(140)
3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況 及び住宅の配置の概況 ………………	3-120(144)
3.3.6 下水道の整備状況 ………………	3-123(147)

3.3.7 廃棄物の状況	3-124 (148)
3.3.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び 当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	3-126 (150)

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果を

とりまとめたもの	4-1 (213)
4.1 計画段階配慮事項の選定	4-1 (213)
4.1.1 計画段階配慮事項の選定	4-1 (213)
4.1.2 選定の理由	4-3 (215)
4.2 調査、予測及び評価手法の選定	4-8 (220)
4.3 調査、予測及び評価の結果	4-10 (222)
4.3.1 水質（水の汚れ）	4-10 (222)
4.3.2 動物、植物及び生態系	4-27 (239)
4.4 総合評価	4-36 (248)

第5章 計画段階環境配慮書についての専門家等からの助言

5.1 計画段階環境配慮書についての専門家等からの助言	5-1 (251)
-----------------------------	-----------

第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：愛知県

代 表 者 の 氏 名：愛知県知事 大村 秀章

主たる事務所の所在地：愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

第2章 第一種事業の目的及び内容

2.1 第一種事業の目的

2.1.1 第一種事業の目的

愛知県内では、これまでに名古屋港南5区廃棄物最終処分場（知多市緑浜町）、衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場（碧南市港南町地先）、衣浦港3号地廃棄物最終処分場（武豊町字旭地先）及び御船産業廃棄物最終処分場（豊田市御船町）の4箇所の公共関与最終処分場が整備されてきたが、名古屋港南5区廃棄物最終処分場及び衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場はそれぞれ平成21年度、平成22年度に埋立てを終了している。現在、供用中の衣浦港3号地廃棄物最終処分場及び御船産業廃棄物最終処分場は埋立計画期間の終了年度まで計画的に廃棄物の受入れが出来るよう搬入抑制策を講じている状況であり、残余率（令和6年度末時点）はそれぞれ31%、15%^注と少なくなってきた。

民間事業者のみによる最終処分場の確保が極めて困難な状況であり、既設の公共関与の最終処分場の埋立てが終了した場合、県内の廃棄物の最終処分が極めて困難な状況となることから、新たな公共関与の最終処分場の確保が必要である。

また、県内の港湾では、港湾機能の強化や維持のための航路及び泊地浚渫が継続的に求められており、発生する浚渫土砂を安定的に受入れるための処分場の確保が必要である。

以上のことから、本事業は廃棄物の最終処分場及び浚渫土砂の処分場を設けることにより、県域における安定的な廃棄物処理の確保や、県内の港湾における港湾機能の強化や維持を図ることを目的とするものである。

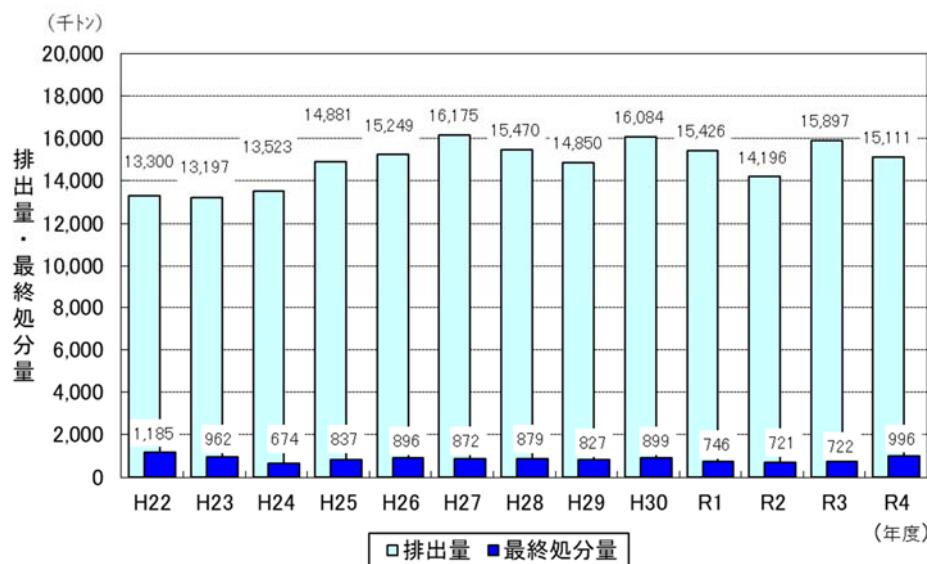
注）供用中の廃棄物最終処分場の残余率は、処分場を運営する公益財団法人のホームページより整理した。

2.1.2 廃棄物最終処分場の背景

(1) 廃棄物の処理状況等

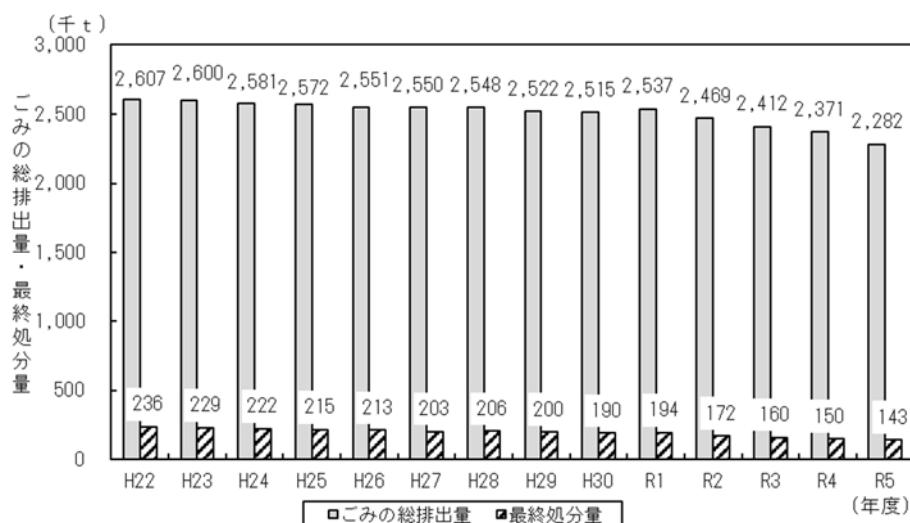
愛知県の産業廃棄物及び一般廃棄物の排出量及び最終処分量は、図 2.1-1 に示すとおりである。

産業廃棄物の排出量は横ばい又は漸増傾向にあるが、最終処分量は直近の令和 4 年度は前年度より増加しているものの、長期的に見て緩やかな減少傾向にある。また、一般廃棄物の排出量及び最終処分量は、いずれも減少傾向にある。



出典：「2022年度 産業廃棄物処理状況等調査」（愛知県ホームページ）

図 2.1-1(1) 産業廃棄物の排出量及び最終処分量



出典：「令和5年度の一般廃棄物（ごみ）の減量化状況」（愛知県ホームページ）

図 2.1-1(2) 一般廃棄物の排出量及び最終処分量

また、衣浦港3号地廃棄物最終処分場が開業した平成22年度以降の産業廃棄物及び一般廃棄物の最終処分場の設置許可又は設置届出の件数は、表2.1-1に示すとおりである。

産業廃棄物最終処分場の設置許可の件数は2件、一般廃棄物最終処分場の設置届出の件数は3件である。産業廃棄物最終処分場の新規設置2件はいずれも自社処分場であり、産業廃棄物処理業者による最終処分場は10年間以上設置されていない。

表2.1-1 廃棄物最終処分場の設置許可及び設置届出の件数

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	単位：件
															計
産業廃棄物最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2
一般廃棄物最終処分場	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

出典：愛知県環境局資料を基に作成

(2) 公共関与の最終処分場の状況等

愛知県内の公共関与最終処分場は、表2.1-2に示すとおり県内4箇所に整備されており、いずれも産業廃棄物に加えて一般廃棄物の受入れも行っている。

名古屋港南5区廃棄物最終処分場及び衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場はそれぞれ平成21年度、平成22年度に埋立てを終了している。

衣浦港3号地廃棄物最終処分場及び御船産業廃棄物最終処分場は廃棄物の受入を行っているが、残余率はそれぞれ31%、15%となっており、両処分場は埋立計画期間の終了年度まで計画的に廃棄物の受入れが出来るように搬入抑制策を講じている。

表2.1-2 公共関与の最終処分場の状況

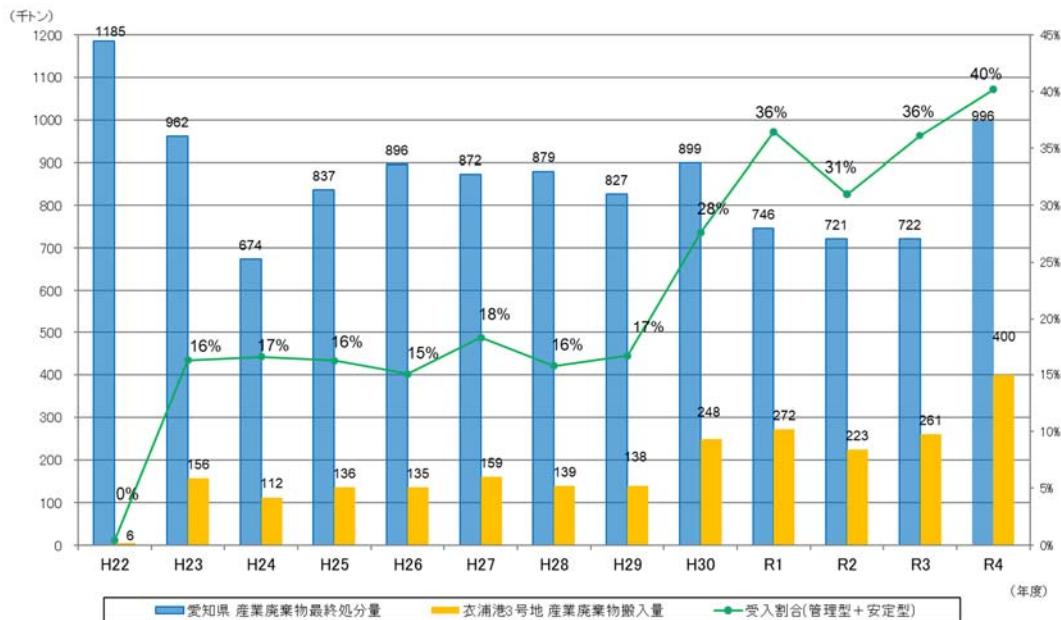
処分場名称		衣浦港3号地廃棄物最終処分場		御船産業廃棄物最終処分場		衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場		名古屋港南5区廃棄物最終処分場	
処分場運営者		(公財)愛知臨海環境整備センター		(公財)豊田加茂環境整備公社		(一財)衣浦港ポートアイランド環境事業センター		(公財)愛知臨海環境整備センター	
施設概要	設置場所	武豊町字旭地先		豊田市御船町		碧南市港南町地先		知多市緑浜町	
	面積容量	安定型 8.4ha 73万m ³	管理型 34.4ha 423万m ³	9.5ha 219万m ³		12.8ha 103万m ³		56.0ha 491万m ³	
廃棄物受入計画	受入期間	安定型 H22年7月～ R7年度(予定)	管理型 H23年3月～ R14年度(予定)	H4年4月～ R16年度(予定)	H11年2月～ H23年2月		H4年3月～ H22年3月		
	受入廃棄物	産業廃棄物 一般廃棄物		産業廃棄物 一般廃棄物		産業廃棄物 一般廃棄物		産業廃棄物 一般廃棄物	
受入地域	産業廃棄物	県内全域		豊田市・みよし市等		衣浦港周辺 5市4町		県内全域	
	一般廃棄物	県内全域		豊田市・みよし市		衣浦港周辺 10市8町		尾張地域	
	残余率・ 残余容量 (令和6年度末)	安定型 5% 4万m ³	管理型 31% 130万m ³	15% 33万m ³	H23年2月 埋立終了		H22年3月 埋立終了		

注1) 公共関与の最終処分場の状況は、処分場を運営する各財団法人のホームページより整理した。

注2) 衣浦港3号地廃棄物最終処分場及び名古屋港南5区廃棄物最終処分場の容量は廃棄物容量を示す。

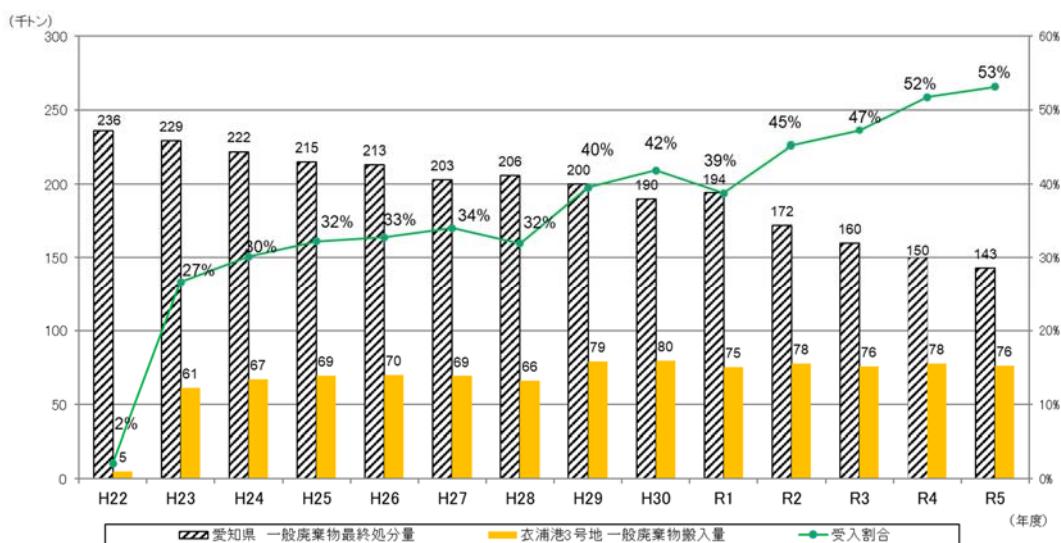
現在埋立中である公共廻与最終処分場のうち、愛知県内全域を対象として廃棄物を受入れている衣浦港3号地廃棄物最終処分場の搬入量及び愛知県内の最終処分量に占める当該搬入量の割合の推移は、図2.1-2に示すとおりである。

愛知県の産業廃棄物及び一般廃棄物の最終処分量は減少傾向にあるものの、衣浦港3号地廃棄物最終処分場の産業廃棄物及び一般廃棄物の搬入量は増加傾向にあり、愛知県内の最終処分量に占める当該搬入量の割合は、産業廃棄物及び一般廃棄物とともに、近年上昇している。



出典：「2022年度 産業廃棄物処理状況等調査」（愛知県ホームページ）及び「区画別・品目別・年度別廃棄物等処分量」（（公財）愛知臨海環境整備センターホームページ）を基に作成

図2.1-2(1) 衣浦港3号地廃棄物最終処分場の産業廃棄物搬入量等の推移



出典：「令和5年度の一般廃棄物（ごみ）の減量化状況」（愛知県ホームページ）及び「区画別・品目別・年度別廃棄物等処分量」（（公財）愛知臨海環境整備センターホームページ）を基に作成

図2.1-2(2) 衣浦港3号地廃棄物最終処分場の一般廃棄物搬入量等の推移

(3) 愛知県廃棄物処理計画

愛知県は、令和4年2月に「愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）（2022年度～2026年度）」を策定し、廃棄物の発生抑制及び排出された廃棄物の再使用・再生利用及び熱回収の循環利用並びに適正処理に係る取組を推進している。

また、同計画において、広域的な廃棄物最終処分場に関する課題及び施策として以下が示されている。

【課題】

- 最終処分場については、県民、事業者等の3Rの取組により、一般廃棄物、産業廃棄物とともに最終処分量は減少傾向にあるものの、最終処分量をゼロにすることは困難である。県民の生活や産業活動を支える上で、最終処分場は必要な施設であるが、民間事業者のみによる施設の確保が極めて困難な状況にあることから公共関与による広域的な最終処分場の確保は今後とも大きな課題である。

【施策】

- 産業廃棄物の最終処分場については、愛知県が持続的に発展していくため、安定的に確保する必要があるものの、民間事業者のみによる施設の確保が極めて困難な状況にあることなどを踏まえ、排出事業者処理責任の原則のもと、必要に応じて第三セクター方式により、信頼性の高い広域的な最終処分場の整備に公共関与を行う。
- 深刻な適地の減少を踏まえ、産業廃棄物及び一般廃棄物を併せた広域的な最終処分場の確保に努める。

(4) 公共関与による廃棄物最終処分場の必要性

愛知県内では、これまでに 4 箇所の公共関与最終処分場が整備されてきたが、2 箇所は埋立終了し、現在供用中の衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場及び御船産業廃棄物最終処分場とともに、残余率が少なくなってきた。

さらに、国の大方針^{注)}において「悪質な不法投棄等の不適正処理により産業廃棄物処理に対する地域住民の不信感が増大し、処理施設の設置や運営をめぐる反対もあることから、焼却施設や最終処分場等の処理施設について民間により新たに確保することが極めて困難な状況となっている。」とされており、愛知県内の平成 22 年度以降の産業廃棄物最終処分場の新規設置は自社処分場の 2 件のみと、民間事業者による新たな産業廃棄物最終処分場の整備が極めて困難な状況となっていることが想定される。

また、一般廃棄物についても、県内 54 市町村のうち 48 市町村が、適地がない等の理由により自区域内のみでは必要な最終処分場が確保できず、衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場に焼却灰等の埋立処分を委託している状況となっている。

このような状況を背景として、既設の公共関与最終処分場が埋立終了した場合には、住民の日常生活や産業活動への深刻な影響が懸念されること等から、愛知県内の市町村や産業界から公共関与による新たな最終処分場の整備を求める要望書が愛知県に提出されており、愛知県の廃棄物処理計画においても、施策として「信頼性の高い広域的な最終処分場の整備に公共関与を行う。」「産業廃棄物及び一般廃棄物を併せた広域的な最終処分場の確保に努める。」としている。

産業廃棄物及び一般廃棄物の最終処分量は、県民、事業者等の 3R の取組により減少傾向にあり、今後も減少傾向で推移することが想定されるが、ゼロにすることは困難であり、既設の公共関与最終処分場の埋立てが終了した場合、県内の廃棄物の最終処分が極めて困難な状況となることから、県域における安定的な廃棄物処理の確保を目的として、新たな公共関与の最終処分場を計画するものである。

注) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

2.1.3 浚渫土砂処分場の背景

(1) 県内の港湾における浚渫状況

愛知県には中部圏の経済・物流の要として、名古屋港をはじめとする複数の重要な港湾がある。これらの港湾は地域経済の発展に不可欠なインフラであるが、港湾機能を維持するには、航路及び泊地の水深を確保するための定期的な浚渫作業が必要である。加えて、近年は輸送効率の向上を目的とした船舶の大型化に対応するため、航路及び泊地の増深が求められている。このように、港湾機能の維持・強化のため、今後も継続的に浚渫を行う必要がある。

(2) 浚渫土砂処分場の必要性

(1)に示したように、将来にわたって浚渫作業の実施が不可欠であるが、一方で浚渫した土砂の処分先の確保が必要となる。

浚渫に伴い発生する浚渫土砂については、環境への影響を最小限に抑えつつ、適切に処分する必要があるため、現在、浚渫土砂の多くは用地造成のための埋立用材として利用するほか、干潟や浅場の造成など、自然環境の再生や生物多様性の保全にも活用しているが、近年では処分先の確保が年々困難となってきている。

このような状況を踏まえ、県内港湾の機能維持・強化に必要な浚渫作業を安定的かつ継続的に実施し、今後の港湾運営を持続可能なものとするため、新たな浚渫土砂処分場の整備を計画するものである。

2.2 第一種事業の内容

2.2.1 第一種事業の名称

(仮称) 衣浦ポートアイランド第Ⅱ期整備事業

2.2.2 第一種事業の種類の別

本事業においては、以下の廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場の整備を行う。

これらの整備は公有水面の埋立てにより行うものであり、環境影響評価法に基づく「公有水面の埋立て又は干拓の事業」の第一種事業に該当する。さらに、本事業で整備する廃棄物最終処分場の規模は、同法に基づく「廃棄物最終処分場の設置事業」の第一種事業に該当する。

以上を踏まえ、以下の事業について、同法に基づく環境影響評価手続を実施する。

- ・公有水面の埋立事業
- ・廃棄物最終処分場（海面埋立処分場）の設置事業
(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場。産業廃棄物の最終処分場の種類は管理型最終処分場。)

2.2.3 事業実施想定区域（第一種事業の実施が想定される区域）の位置及び面積

事業実施想定区域の位置は、図 2.2-1 に示すとおりである。衣浦港外港地区（碧南市港南町地先）に位置し、衣浦ポートアイランドの南側に位置する。

事業実施想定区域の面積は、約 65ha である。ただし、廃棄物最終処分場の管理施設^注の位置は検討中であり、衣浦ポートアイランドの区域に設置する可能性がある。

注) 管理施設は、廃棄物最終処分場の運営に必要な管理事務所、計量施設、搬入道路、浸出液処理施設等の施設を示す。



凡例

: 事業実施想定区域

注) 管理施設は、衣浦ポートアイランドの区域に設置する可能性がある。

1:100,000
0 1 2 km

図 2.2-1(1) 事業実施想定区域の位置（広域）



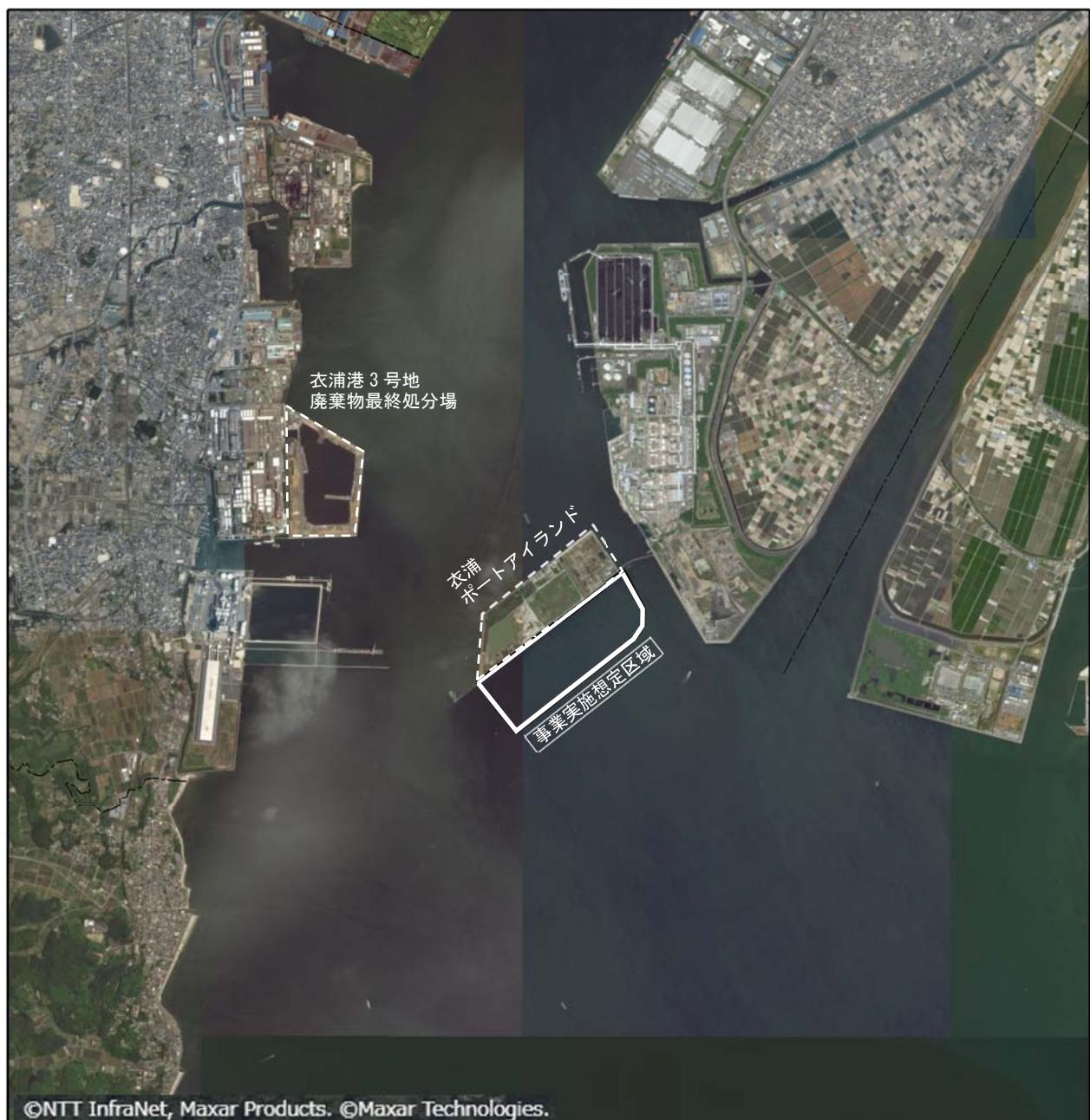
凡例



注) 管理施設は、衣浦ポートアイランドの区域に設置する可能性がある。



図 2.2-1(2) 事業実施想定区域の位置（詳細）



凡例

: 事業実施想定区域

注) 管理施設は、衣浦ポートアイランドの区域に設置する可能性がある。



図 2.2-1(3) 事業実施想定区域の位置（航空写真）

2.2.4 第一種事業の規模

前述の「2.2.2 第一種事業の種類の別」に示す公有水面の埋立事業の区域の面積は、約 65ha である。

廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場の面積は、表 2.2-1 に示すとおりである。

表 2.2-1 廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場の面積

項目	廃棄物最終処分場	浚渫土砂処分場	合計
処分場面積	約 41ha	約 24ha	約 65ha
埋立処分の用に供される場所の面積 ^注	約 36ha	約 23ha	約 59ha

注) 処分場面積から護岸及び管理施設（最終処分場のみ）を除く面積。

ただし、廃棄物最終処分場の管理施設の位置は検討中であり、衣浦ポートアイランドの区域に設置する可能性がある。

2.2.5 第一種事業に係る処分場の埋立容量

廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場の埋立容量等は、表 2.2-2 に示すとおりである。

表 2.2-2 廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場の埋立容量等

項目	廃棄物最終処分場	浚渫土砂処分場	合計
埋立容量 (覆土を含む)	約 420 万 m ³	約 260 万 m ³	約 680 万 m ³
処分する廃棄物・ 浚渫土砂の量	約 370 万 m ³	約 230 万 m ³	約 600 万 m ³

2.2.6 第一種事業に係る処分場の埋立用材

廃棄物最終処分場において処分する廃棄物の種類は、産業廃棄物及び一般廃棄物とする。なお、災害廃棄物については残余容量を踏まえて受入を検討する。

浚渫土砂処分場の埋立用材は、浚渫土砂等とする。

2.2.7 第一種事業の工事計画の概要

(1) 護岸の構成等

本事業で整備する廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場は、図 2.2-2 に示すとおり、周辺海域と埋立用地を区分する外周護岸、廃棄物最終処分場の区域と浚渫土砂処分場の区域を区分する内護岸、衣浦ポートアイランド南側の既設護岸により構成する。

護岸の構造は、一般的に直立堤、傾斜堤及びこれらを組み合わせた混成堤が採用されるが、今後、詳細な地質調査、設計等を行い、護岸構造を検討する。

また、廃棄物最終処分場は護岸工事と合わせて、保有水等^注の流出を防止する遮水工事を行うほか、管理施設の工事を行う。

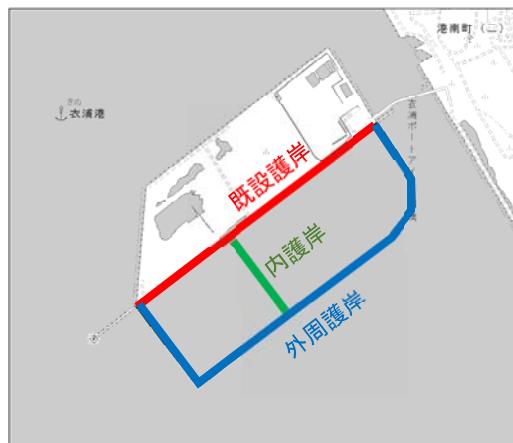


図 2.2-2 護岸構造の概略の区分

注) 保有水等は、廃棄物最終処分場において埋立処分された廃棄物等の内部に保有されている水並びに雨水、海水等の海面処分場内に存在する水を示す。

(2) 資材等の運搬方法

工事に用いる資材は主に船舶を用いて搬入するが、陸域から資材を搬入する場合には資材等運搬車両を用いる計画である。

資材等運搬車両の主要な走行ルートは図 2.2-3 に示すとおりであり、基本的に、碧南市の市道港南 1 号線（産業道路）を経由する計画である。

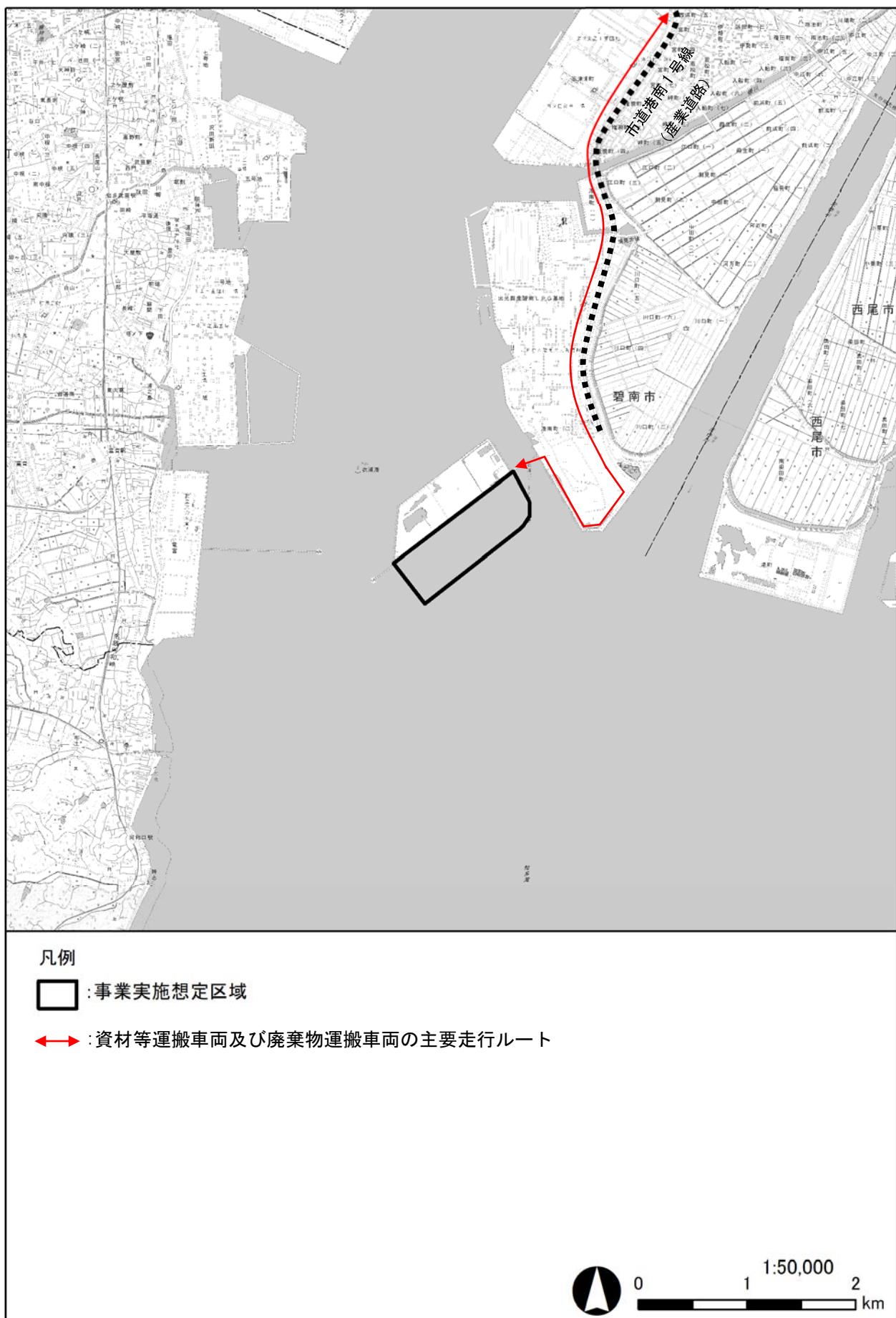


図 2.2-3 資材等運搬車両及び廃棄物運搬車両の主要走行ルート

2.2.8 第一種事業に係る埋立処分の計画の概要

(1) 廃棄物最終処分場

1) 埋立処分の概要

廃棄物の埋立期間は概ね 20 年程度を予定している。

本事業で整備する廃棄物最終処分場は、保有水等の管理が必要となる「管理型処分場」に該当し、保有水等は浸出液処理施設において処理した上で放流する。

2) 廃棄物運搬の方法

埋立処分を行う廃棄物の搬入は、運搬車両を用いて行う。廃棄物の運搬車両の主要な走行ルートは前述の図 2.2-3 に示すとおりであり、基本的に、碧南市の市道港南 1 号線（産業道路）を経由する計画である。

(2) 浚渫土砂処分場

1) 埋立処分の概要

浚渫土砂の埋立期間は概ね 20 年程度を予定している。

本事業で整備する浚渫土砂処分場は、衣浦港の航路及び泊地の浚渫により発生する浚渫土砂を公有水面に埋立てるものである。

2) 浚渫土砂運搬の方法

埋立処分を行う浚渫土砂の搬入は、主に土運船及び揚土船を用いて行う。

2.2.9 その他第一種事業に関する事項

(1) 位置の選定経緯

廃棄物最終処分場の位置については、環境保全及び安全性等に万全を期す観点から、県域における土地利用に関する法令規制・生活環境・自然環境・災害防止等に関する文献情報等を整理し、その候補地について総合的に分析・評価を行い、県内の陸域及び海域のうち最も妥当性を有する用地の抽出（適地調査）を行った上で衣浦港外港地区を選定した。適地調査の手法は図 2.2-4 に示すとおりである。

また、浚渫土砂処分場の位置については、港湾内の航路及び泊地の浚渫により発生した浚渫土砂を、同港内で用地造成などに有効活用することが港湾計画の基本方針となっていることから、衣浦港の用地造成の状況等を考慮し、衣浦港外港地区において廃棄物最終処分場と一体的に整備することとした。

【第1次選定】調査対象地の抽出

陸域：文献調査により法令規制等による立地回避場所を除外し抽出可能な箇所を選定
海域：海面処分用地のうち、面積及び陸域からのアクセス性を考慮して選定



【第2次選定】比較検討による絞り込み

陸域：生活環境及び自然環境の保全、災害の防止及びその他の条件について比較
海域：自然環境の保全、災害の防止及びその他の条件について比較



【第3次選定】総合的な評価

周辺の住居等の立地状況、アクセス等の事業性の観点から、候補地を選定

図 2.2-4 廃棄物最終処分場の適地調査の手法

(2) 第一種事業の規模の考え方

1) 廃棄物最終処分場の規模

廃棄物最終処分場の容量は、概ね 20 年程度の受入期間を想定し、愛知県内の廃棄物最終処分量の将来推計、既設の公共関与最終処分場の受入割合（愛知県内の廃棄物最終処分量に占める公共関与最終処分場の処分量）を踏まえ、約 370 万 m^3 を設定した。

2) 浚渫土砂処分場の規模

浚渫土砂処分場の容量は、衣浦港での整備に伴う航路及び泊地の浚渫並びに毎年実施する維持浚渫により発生する土量等を考慮して、概ね 20 年間の受入が可能となる、約 230 万 m^3 を設定した。

(3) 複数案等の設定に関する事項

本事業は、「2.2.2 第一種事業の種類の別」に示したとおり「公有水面の埋立て又は干拓の事業」及び「廃棄物最終処分場の設置事業」の両方の事業種別に該当することから、本計画段階環境配慮書においては、「公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年農林水産省・運輸省・建設省令第1号、以下「公有水面埋立事業に係る主務省令」という。）及び「廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年厚生省令第61号、以下「廃棄物最終処分場事業に係る主務省令」という。）に基づき複数案の設定を検討し、評価を行うこととした。

なお、複数案の設定にあたっては「事業の目的が達成できる案であること」を基本とし、「公有水面の埋立事業」及び「廃棄物最終処分場の設置事業」について、それぞれ検討を行った。

1) 「公有水面の埋立事業」に係る複数案の検討

「公有水面埋立事業に係る主務省令」においては、位置又は規模に係る複数案を検討し、設定しない場合にはその理由を明らかにすることとされている。

本事業で実施する公有水面の埋立てについては、上位計画である衣浦港港湾計画における海面処分用地の指定や、廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場の必要容量等を考慮すると、以下に示すとおり位置・規模の複数案の設定は現実的ではないことから、事業実施想定区域である衣浦港外港地区（65ha）の单一案を設定した。

以下に、「公有水面の埋立事業」に係る複数案を選定しなかった理由を示す。

① 位置に係る検討

廃棄物最終処分場の位置は、環境保全及び安全性等に万全を期す観点から、県域における土地利用に関する法令規制・生活環境・自然環境・災害防止等に関する文献情報等を整理し、その候補地について総合的に分析・評価を行い、県内の陸域及び海域のうち最も妥当性を有する用地の抽出（適地調査）を行った上で衣浦港外港地区を選定している。

また、浚渫土砂処分場の位置は、港湾内の航路及び泊地の浚渫により発生した浚渫土砂を、同港内で用地造成などに有効活用することが港湾計画の基本方針となっていることから、衣浦港の用地造成の状況等を考慮し、衣浦港外港地区において廃棄物最終処分場と一体的に整備することとしている。

以上から、位置に係る複数案の設定は行わないこととした。

② 規模に係る検討

廃棄物最終処分場の規模は、将来的に県域から発生する廃棄物量、既設の公共関与最終処分場の受入割合等を勘案し、安定した廃棄物処理を行うにあたって必要な規模を設定している。

また、浚渫土砂処分場の規模は、衣浦港での整備に伴う航路及び泊地の浚渫並びに毎年実施する維持浚渫により発生する土量等を踏まえ、港湾の機能維持及び整備を行うにあたって必要な規模を設定している。

以上から、規模に係る複数案の設定は行わないこととした。

2) 「廃棄物最終処分場の設置事業」に係る複数案の検討

「廃棄物最終処分場事業に係る主務省令」においては、位置、規模又は建造物等の構造もしくは配置に係る複数案を検討し、設定しない場合にはその理由を明らかにすることとされている。また、このうち特に位置、規模に係る複数案を優先的に検討することとされている。

「廃棄物最終処分場の設置事業」に係る複数案として、廃棄物最終処分場の位置、規模、建造物等の構造もしくは配置のうち、「建造物等の構造もしくは配置」について、以下のとおり複数案を設定した。

① 位置に係る検討

廃棄物最終処分場の位置は、「2.2.9(1) 位置の選定経緯」に示したとおり、県内の陸域及び海域のうち最も妥当性を有する用地の抽出（適地調査）を行った上で、衣浦港外港地区を選定している。

このうち、事業実施想定区域内における廃棄物最終処分場の位置については、事業実施想定区域が北東から南西にかけて概ね長方形の形状を呈していることから、表 2.2-3 に示すとおり、複数の位置が想定され、環境保全の観点から位置の検討を行った。

なお、検討に当たっては、以下に示す底面遮水層（埋立地からの保有水等を遮断できる不透水性の地層）に係る条件を考慮した。

- ・ 廃棄物最終処分場の保有水等の漏洩を防止するため、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年總理府・厚生省令第 1 号）において、底面遮水層の厚さ等の基準注が規定されている。
注）基準：地下の全面に厚さが 5m 以上であり、透水係数が毎秒 100nm（1nm=10 億分の 1m）以下である地層
又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層
- ・ 図 2.2-5 に示すとおり、地質調査の結果により、事業実施想定区域の一部に底面遮水層の厚みが不十分な箇所が確認されている。

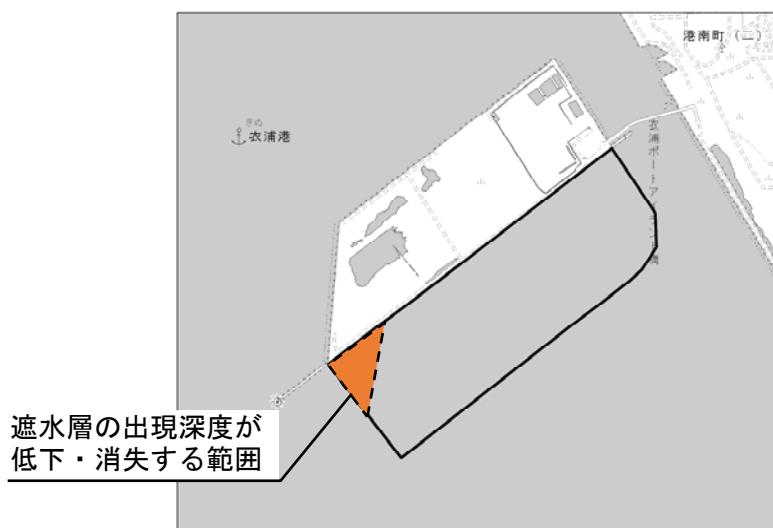
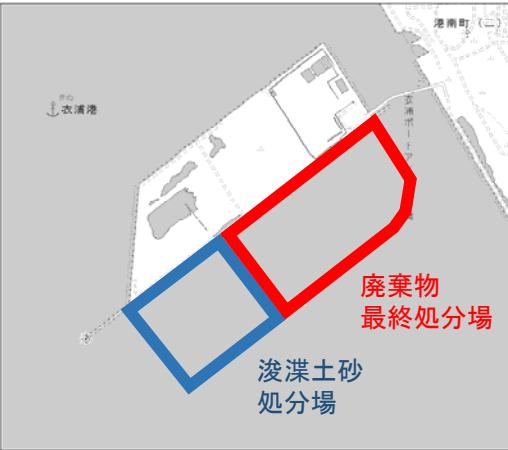
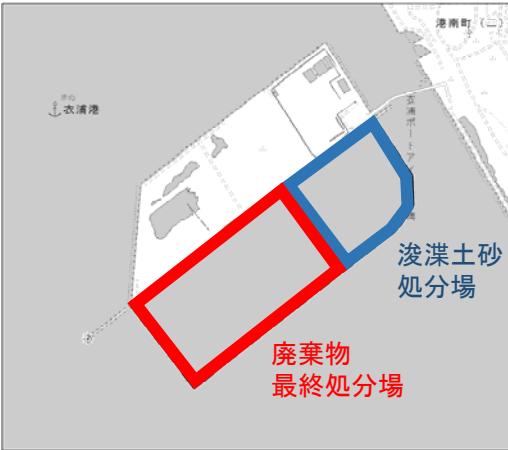


図 2.2-5 底面遮水層の分布状況

第1案は廃棄物最終処分場を東側に整備することから底面遮水層の厚みが十分であり基準を満たす。一方で、第2案は底面遮水層の厚みが不十分な箇所が存在することから、基準を満たさないため、地盤改良の工事が必要となり、第1案に比べて環境影響が大きくなるといえる。

このため、本事業においては第1案に示すとおり、事業実施想定区域の東側に廃棄物最終処分場、西側に浚渫土砂処分場を整備することとした。

表 2.2-3 廃棄物最終処分場の位置に係る検討

No.	第1案	第2案
複数案の概要	 <p>廃棄物 最終処分場</p> <p>浚渫土砂 処分場</p>	 <p>浚渫土砂 処分場</p> <p>廃棄物 最終処分場</p>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域の東側に廃棄物最終処分場、西側に浚渫土砂処分場を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域の西側に廃棄物最終処分場、東側に浚渫土砂処分場を整備する。
	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物最終処分場下部の底面遮水層は、十分な厚みを有する。 このため、地盤改良の工事が不要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物最終処分場の下部に、底面遮水層の厚みが薄い箇所が存在する。 このため、地盤改良の工事が必要であり、環境影響が第1案より大きくなる。

② 規模に係る検討

廃棄物最終処分場の規模は、既設の公共闇と最終処分場の規模、将来的に県域から発生する廃棄物量等を勘案し、安定した廃棄物処理を行うにあたって必要な規模を設定している。

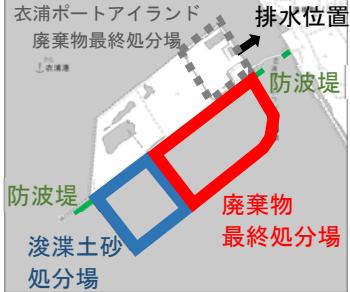
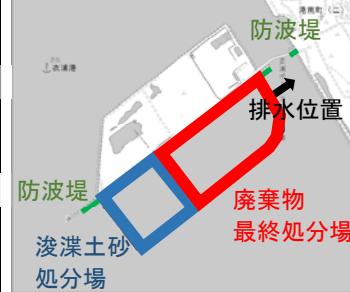
以上から、規模に係る複数案の設定は行わないこととした。

③ 建造物等の構造もしくは配置に係る検討

廃棄物最終処分場の保有水等は浸出液処理施設により処理した上で海域に放流するが、その排水位置により、処理水の滞留や拡散などによる周辺海域の水質及び生物の生息・生育空間への影響が変化すると想定される。

このため、「①位置に係る検討」において検討した廃棄物最終処分場を事業実施想定区域の東側に整備する第1案を対象とし、処理水の排水位置について、表 2.2-4 に示すA案～C案の3案を設定のうえ、環境影響の程度に関する予測・評価を行うこととした。

表 2.2-4 廃棄物最終処分場の建造物等の構造もしくは配置に係る検討

No.	A案	B案	C案
複数案の概要	 <p>衣浦ポートアイランド 廃棄物最終処分場 防波堤 浚渫土砂 処分場 排水位置</p>	 <p>防波堤 排水位置 浚渫土砂 処分場 廃棄物 最終処分場</p>	 <p>防波堤 排水位置 浚渫土砂 処分場 廃棄物 最終処分場</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 排水位置を、衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場の処理水の排水位置と同様の位置に設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 排水位置を、事業実施想定区域の東側に設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 排水位置を、事業実施想定区域の南側に設ける。

3) 事業を実施しないこととする案（ゼロ・オプション）の検討

本事業で整備を計画する廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場は、今後も引き続き県域から発生する廃棄物の安定的な処理や、衣浦港から発生する浚渫土砂を処分するために、事業の実施は不可欠と考えられる。

このため、事業を実施しないこととする案（ゼロ・オプション）の検討は行わないこととした。

(4) 環境配慮事項

本事業における環境配慮事項を、以下に示す。

なお、今後の事業計画の深度化や、環境影響評価の結果に基づき、具体的な環境保全措置の検討を行っていく。

1) 工事の実施時

- ・海域の工事にあたっては、濁水が周辺に拡散しないよう、汚濁防止膜を展張する。
- ・搬入資材の大部分を占める護岸工事に係る資材は、海上輸送を基本とし、陸域における道路沿道への影響を低減する。
- ・陸域を資材等運搬車両が走行する場合の走行経路は、原則として市道港南1号線等の幹線道路とする。
- ・建設工事により生じる廃棄物の発生を抑制するとともに、発生した廃棄物の再使用、再利用に努め、これらが困難な場合には、関係法令に基づき廃棄物を適正処理する。

2) 施設の存在及び供用時

- ・廃棄物最終処分場の保有水等は、自主管理基準値を定めて排水処理を行い、排出口から海域に放流する。
- ・廃棄物等の運搬や埋立てにあたっては、飛散防止等の対策を図る。
- ・可燃性の廃棄物は焼却したものを受け入れ、腐敗性廃棄物は受け入れないこととする。
- ・廃棄物及び浚渫土砂の埋立てにおいては、排出ガス対策型や低騒音型の建設機械を採用するほか、省エネルギー型建設機械を導入する等の対策を図ることにより、環境負荷の低減を図る。
- ・廃棄物運搬車両等の運行経路は、原則として市道港南1号線等の幹線道路とする。

